

釧路市公金管理方針

平成17年10月11日市長職務執行者決裁

改正 平成19年4月 1日

改正 平成22年4月 1日

改正 平成25年1月25日

改正 平成31年4月 1日

改正 令和元年8月21日

改正 令和 6年4月 1日

1. 公金保護のための対応

(1) 基本的な考え方

平成17年4月1日からのペイオフ全面解禁に伴い、決済用預金（「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金のことで、収納途中の公金など仕掛かり中の決済資金を含む。）は全額保護されるものの、それ以外の預金保険の対象預金については、元本1千万円とその利息のみの保護となり、公金においても一段と自己責任で保管、運用しなければならなくなった。

新しいペイオフの枠組の中で、金融機関破綻という非常事態に備え、市民の貴重な財産である公金の保護対策に万全を期すため、公金管理の基本方針をここに定める。

公金保護のための方策は以下に示すとおりであるが、公金の安全性・確実性を第一とし、併せて流動性及び効率性を確保していくため、市内部の資金融通としての繰替運用や決済用預金の活用、預金債権と借入金債務との相殺を基本とし、金利水準等金融情勢などを踏まえて、公金保護の対応策を講じていく。

また、預金保険法上では市の公金すべてが一事業者として名寄せされるため、市全体の預金及び借入金等の状況を把握する必要があるため、一元的な公金の情報管理を図って公金保全に努めていく。

なお、公金が市民の貴重な財産であるということを踏まえ、今後も公金管理に関して積極的な情報開示に努め、市民に対する説明責任を果たしていくものとする。

(2) 公金管理に関する組織体制

公金管理に関する諸課題を審議するため、釧路市公金保全対策会議設置要綱に基づき、次の組織を設置する。

① 釧路市公金保全対策会議（以下「保全対策会議」という。）

目的 公金管理方針の変更、金融状況の変化等への的確な対応、金融機関が破綻又は破綻の恐れがある場合の対応策協議及び各年度の公金保護方策の決定等。

構成 市長、副市長、公営企業管理者、財政部長、総務部長、企業会計主管部長、公金管理関係部長、会計管理者、会計室長、財政課長により構成する。

開催時期 必要に応じ市長が招集する。

② 釧路市公金管理事務連絡会議（以下「事務連絡会議」という。）

目的 金融機関の経営状況の把握・分析、公金の預金・借入金等の情報集積及び公金保護対策の具体的内容の検討、並びにその結果の一元管理と情報の共有。

構成 [全体会議] 会計室長、財政課長、総務課長、企業会計主管課長、公

金管理関係課長により構成する。

[事務協議] 出納主幹、財政課総括係長により行う。

開催時期 [全体会議] 必要に応じ会計室長が招集する。

[事務協議] 必要に応じ協議する。

(3) 公金の管理基準

公金の管理基準は次のとおりとする。

① 公金保管・運用の基本

第1 安全性 公金の安全性の確保は、運用の最重要課題である。

第2 流動性 不測の資金需要にも対処し、資金計画に支障を生じさせない。

第3 効率性 安全性・流動性を確保しつつ、効率的に運用する。

② 公金の保管・運用方法

決済用預金（無利息型普通預金、当座預金、別段預金）、普通預金、通知預金、定期預金、譲渡性預金、債券運用（国債、政府保証債、地方債等元本保証のあるものに限る）、会計間の繰替運用などとする。

③ 保管・運用方法の選択

保管・運用は、公金の種別により、その目的、性格、安全性、流動性、効率性等を考慮し、金利水準等金融情勢などを踏まえた上で、前項の方法の中から選択する。

④ リスク回避

ア 市内部での繰替運用により、外部での運用リスクを軽減する。

イ 預金保険制度による保護の活用を行う。

ウ 預金保険制度で保護されない預金債権（以下「預金債権」という。）については、借入金債務との相殺を前提とする。

エ 特定の対象に偏らず、できるだけ複数の金融機関、金融商品に分散する。

オ 信用リスクの高い金融商品の利用を抑制する。

2. 公金の保護対策

(1) 基本的な考え方

① 市内部の資金融通である繰替運用を公金保護の基本とする。

② 決済用預金（無利息型普通預金等）への預け入れ等、預金保険制度の活用を図る。

③ 預金債権については、借入金債務との相殺により保全を図る。

④ 預金債権と借入金債務並びに繰替運用の状況を、市の全会計について一元的に管理し、情報を共有する。

⑤ 相殺による公金保全を可能とするため、縁故債を全て証書形式とする。

⑥ 決済用預金以外の預金での預け入れを行う場合は、相殺条項の有無を確認する。

⑦ 相殺の優先順位は、短期借入金を第一とし、長期借入金を第二とする。

⑧ 金融機関の経営状況の把握・分析を定期的に行う。

⑨ 公金管理上、特段の変化が認められた場合は、速やかに保全対策会議を開き、別紙「釧路市の公金管理体制」に基づき必要な対策を講じる。

(2) 公金の種類別保護対策

① 歳計現金等

ア 原則として、決済用預金又は有利息普通預金で保管を行う。

イ 各会計の余裕資金等の運用については、会計間の繰替運用を基本とする。

ウ 決済用預金以外の預金（以下「定期預金等」という。）で保管又は運用を行う場合、相殺を視野に、預金保険法により保護される金額を除く預金債権（以下「預金債権」という。）が借入金債務を上回らないよう管理する。ただし、

特別な事情により預金債権が借入金債務を上回るときは、金融機関の経営状況を把握し、安全性の確保に十分留意するものとする。

- エ 債券で運用を行うときは、国債、政府保証債、地方債等元本保証のあるものとし、原則として満期まで保有するものとする。ただし、資金運用の成果が高まるなど合理的な理由が存在する場合は、途中売却及び他商品への買い替えをすることができるものとする。

② 基金

- ア 基金の目的に応じ、確実かつ効率的に運用するため、原則として繰替運用を行う。
- イ 定期預金等により運用を行う場合、相殺を視野に預金債権が借入金債務を上回らないよう管理する。相殺を行うときは、基金を歳計現金に繰替えた上で預金債権と借入金債務とを相殺する。
- ウ 債券で運用を行うときは、国債、政府保証債、地方債等元本保証のあるものとし、原則として満期まで保有するものとする。ただし、資金運用の成果が高まるなど合理的な理由が存在する場合は、途中売却及び他商品への買い替えをすることができるものとする。

③ 制度融資預託金

- ア 原則として、定期預金等への預け入れを行う。
- イ 定期預金等に預け入れるときは、相殺を視野に預金債権が借入金債務を上回らないよう管理するものとし、借入金債務を上回る部分については、決済用預金に預け入れるものとする。ただし、特別な事情により預金債権が借入金債務を上回るときは、金融機関の経営状況を把握し、安全性の確保に十分留意するものとする。

(3) 年度ごとの公金保護対策

本方針に基づき、金利水準等金融情勢などを踏まえ、具体的な公金保護対策を年度ごとに定めるものとする。各年度の保護対策については、市長が必要と認めた場合は、保全対策会議において審議を行うものとする。

3. 注意基準

(1) 注意義務

公金の管理担当者は、資金管理者であれば当然に注意を払わなければならない事項について、最善の努力を傾注する。

(2) 倫理遵守

公金の管理に携わる担当者は、公務員倫理及び公金管理方針に相反する取扱い並びに私的取引と混同されるような行為を厳に慎む。

4. 情報開示

公金は市民の貴重な財産であり、公金管理方針や具体的対応策を明確に示す他、定期的に公金の状況を開示すること等により、市民に対する説明責任を果たしていく。

附 則

この方針は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成25年1月25日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年8月21日から施行する。

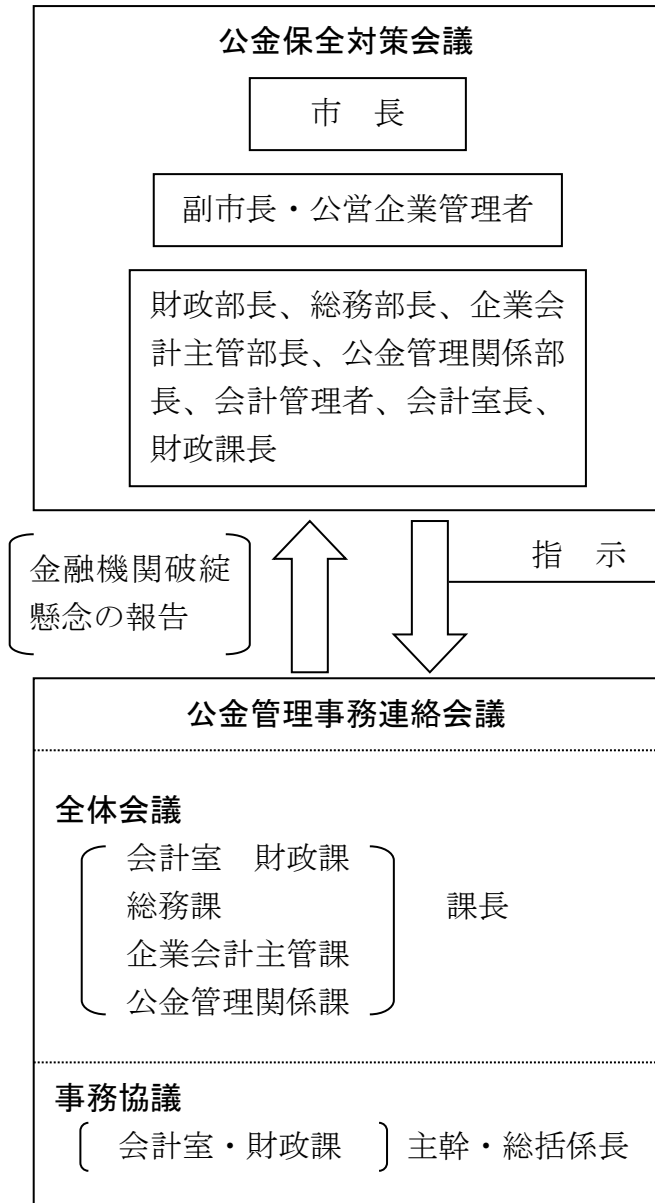
附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

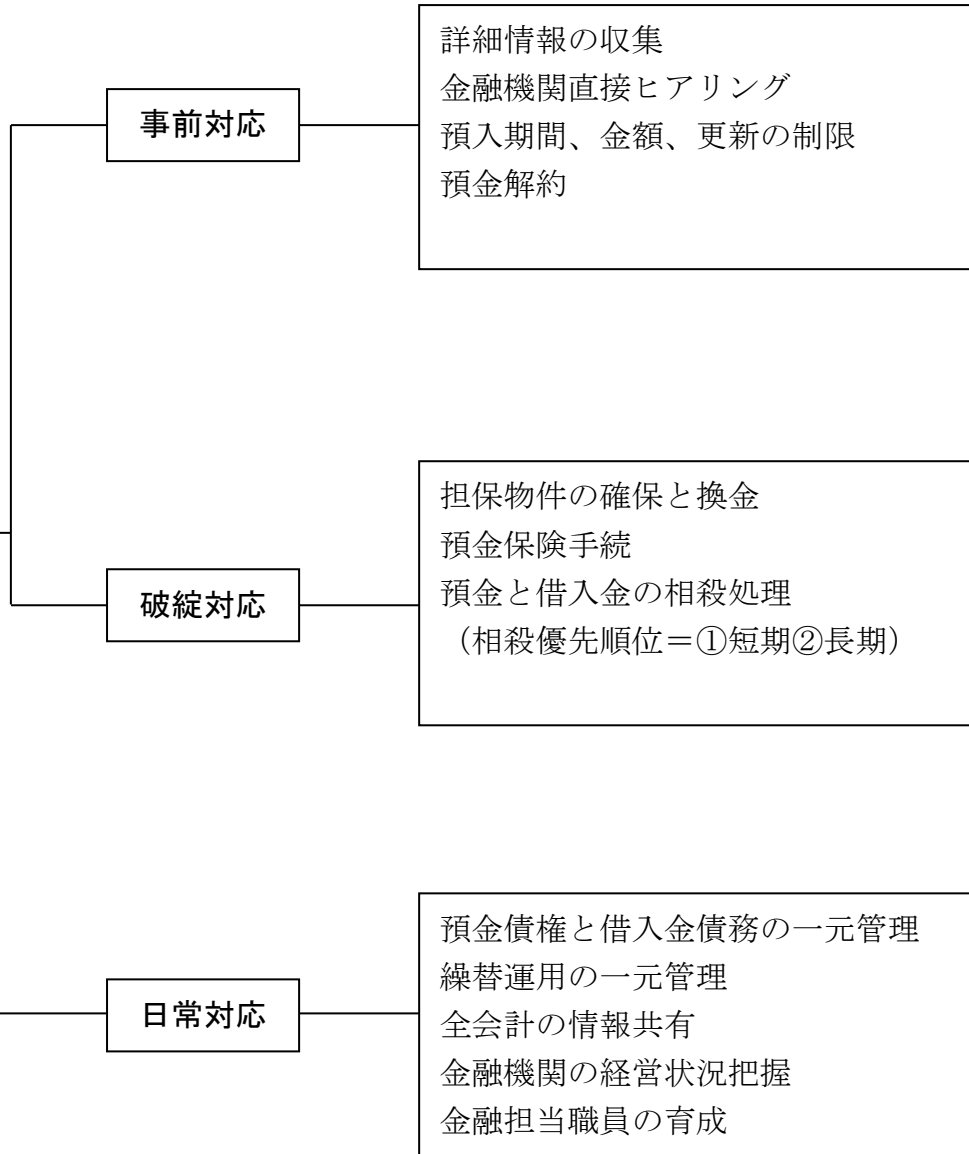
釧路市の公金管理体制

別紙

【組織体制図】



【危機管理】



【公金管理フロー】

